

【第四報からの変更点を赤字にて記載しています】

令和2年4月8日

課外活動団体 御中

名城大学学長 小原 章裕

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う課外活動の
中止等対応について（第五報 令和2年4月8日更新）

新型コロナウイルス感染症に関し、政府は4月7日に7都府県を対象として緊急事態宣言を発令しました。宣言の対象地域に限らず、感染予防の努力を続けなければ、引き続き感染爆発の恐れがありますので、本学では以下の対応を取ります。

課外活動団体に所属する学生各位においては、従前通り4月19日（日）までの合宿・遠征、懇親会等のイベントを原則中止してください。ただし、所属連盟の依頼により合宿等に参加する場合は、事前に学務センターへ相談してください。

また、**屋内外を問わず**、多人数が接触するおそれが高い場所で行う活動（スポーツ・発表会・演奏会等）においても、4月19日（日）までの間、原則練習であっても活動を中止してください。ただし、「換気の悪い密閉空間・多人数が集まる密集場所・間近で会話や発声をする密接場面」の3要素を排除できる場合に限り、活動を許可する場合がありますので、3要素を回避する感染予防対策および活動スケジュール等を記し、課外活動団体部長または監督名で学務センター長に申請してください。

皆さんが各活動の準備を重ねてきたことを考えると、大変心苦しい限りです。しかしながら、学生の皆さんの安全を確保し、感染拡大を防止する社会的責任を果たすことを最優先に検討を進めた結果の判断となります。皆さんのご理解とご協力を何卒よろしく願います。

なお、判断に迷う場合やキャンセル料金に関することは、各自で判断せず、必ず学務センター-学生活動までご相談ください（キャンセル料金に関する相談については、必ず領収書を取得し、持参してください）。

【対応要請】

・合宿・遠征（※1）、懇親会等のイベントを中止する

・**屋内外を問わず活動を中止する**

ただし、大学が特別に許可した教職員部長もしくは監督のもとで行う自主練習については、**感染防止（※2）に十分留意したうえで実施することができる**

【感染予防にかかる施設の閉鎖について】

各キャンパスにおいて、不特定多数が利用する屋内施設は、4月19日（日）まで閉鎖しています。詳細については、別紙「新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う学内施設の閉鎖について」をご確認ください。

※1：

電車、バス等の同一空間内に乗車して移動する場合、遠征に該当するものとします。

※2：

必ず感染対策（参加者の手洗い、うがい、咳エチケット、手指等のアルコール消毒、室内の換気、その他効果があるとされる方策）を講じ、参加者の体調管理に十分注意を払った上で行うこと。また、発熱等の症状のある者は活動に参加させないこと。

対応については、厚生労働省ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症について（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html）」をご確認ください。また、日本国内における状況等をふまえ、今後の対応については随時更新していきますので、最新の情報をご確認ください。